

はじめに

千葉市環境保健研究所は、本市の政令指定都市移行に伴い平成5年3月に、試験検査と調査研究機能を兼ね備えた科学的・技術的中核施設として設置され、保健衛生及び環境保全行政を推進するために専門的な知識及び技術を必要とする調査研究や試験検査に取り組んで参りました。

当所の使命は、市民の皆様が快適な環境のもとで健康な生活を送ることができるよう、広範多岐にわたる行政施策の効果的な推進に寄与し、公衆衛生の更なる向上に貢献することにあります。そのため、日々の業務は行政依頼の試験検査が多くの割合を占めており、精度管理に裏付けされた正確な結果を迅速に提供することを常に心掛け、実践して参りました。

さて、令和4年12月には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「地域保健法」が改正され、地方自治体の責務として、試験検査や調査研究などを行うための体制整備が定められました。これにより、今後、地方衛生研究所が担う役割はより大きなものとなっていくものと思われまます。また、長く続いた新型コロナウイルス感染症も、令和5年5月に感染症法における位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更となりました。当所は、感染拡大初期から負っていたPCR検査体制の構築や急増する検査要請への対応から、変異株スクリーニング検査や全ゲノム解析に移行するなどし、感染症まん延防止のための検査体制の整備に随時取り組んでいるところです。

今後は、社会情勢や環境の変化、検査・分析技術の進歩、新興・再興感染症の流行などに伴い、求められる試験検査がますます多様化、高度化していくものと思われまます。これらの状況に的確に対処するため、専門知識の習得、検査技術の継承、行政ニーズを踏まえた調査研究の推進になお一層取り組んで参る所存です。

最後に、このたび当所は施設の老朽化等に伴い、新たな施設へと移転いたしました。令和4年5月に着工してから約1年の期間を経て、昨年5月に竣工に至り、同年9月から供用を開始したところです。今後は、地方衛生研究所の法制化や新施設の整備を契機として、保健所、国立感染症研究所、他の地方衛生研究所や環境研究所など、関係機関との連携を密にし、更なる検査技術の向上に取り組むとともに、迅速な情報収集と発信に努めて参りますので、今後とも、御指導・御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

令和6年1月

千葉市環境保健研究所
所長 前嶋 寿